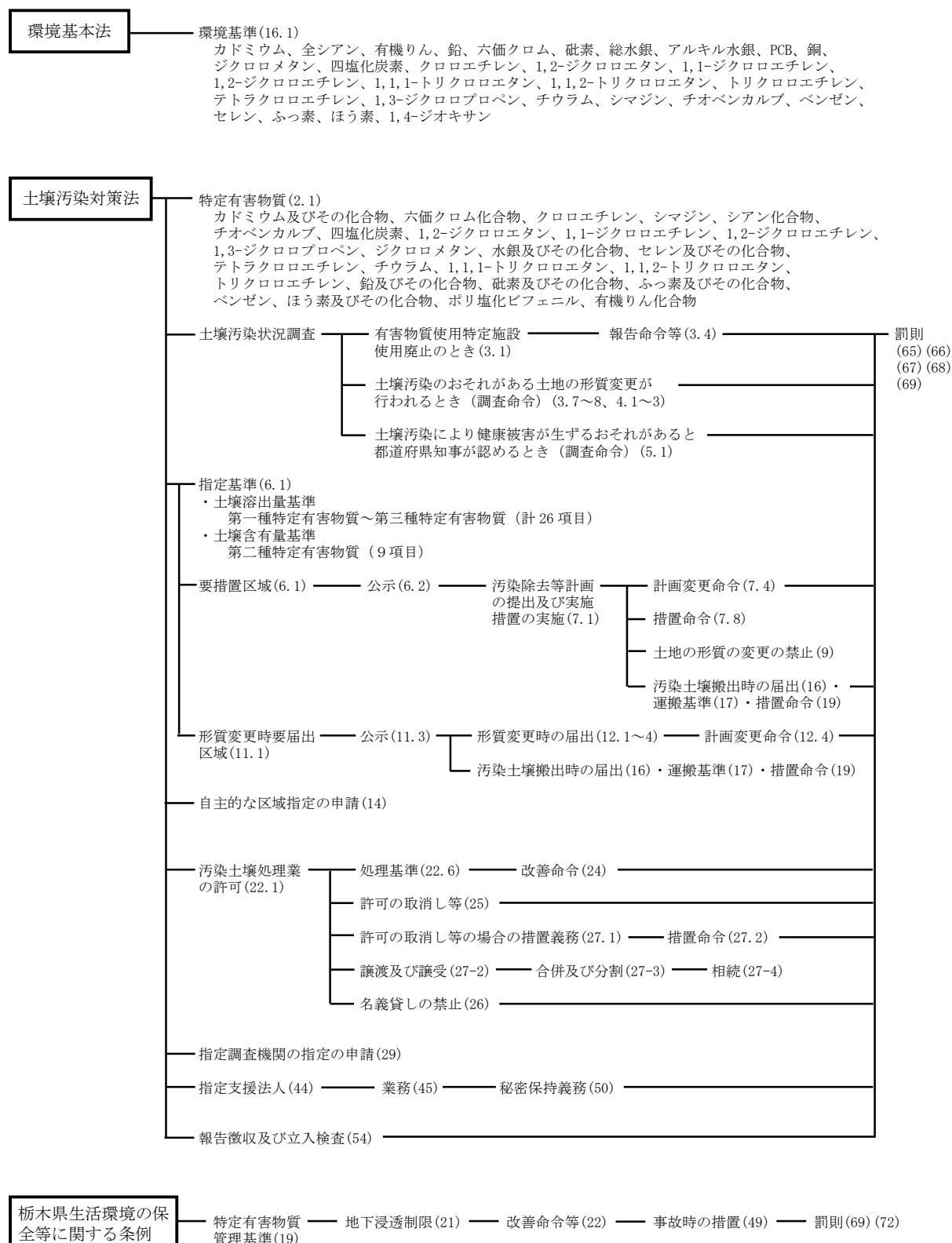


VI 土壌汚染対策

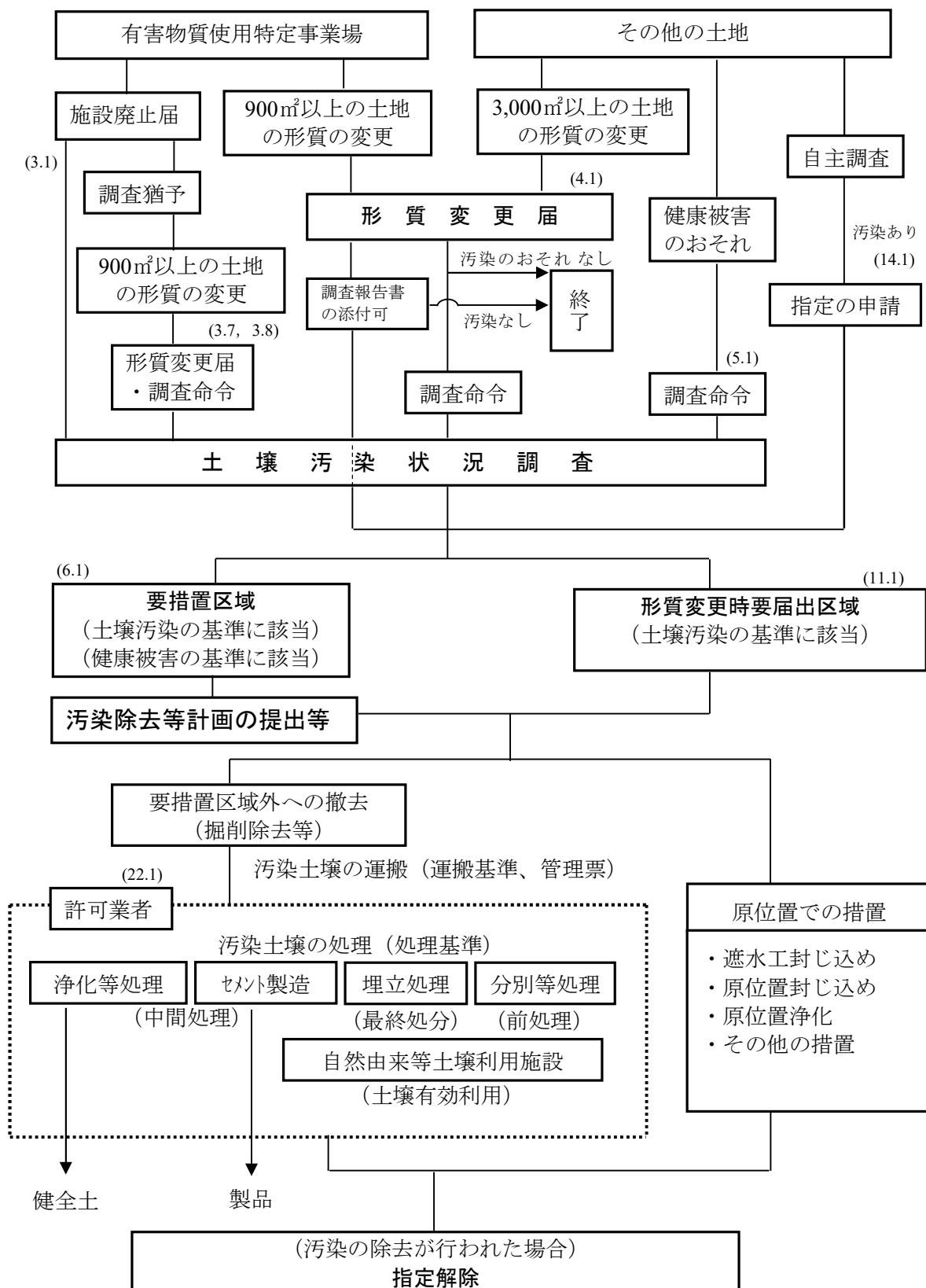
第1 土壤汚染関係法令の体系

(注) 図中の()書きは条文である。例えば(5.1)は第5条第1項を示す。



土壤汚染対策法全体図

(注) 図中の()書は条文である。例えば(5.1)は第5条第1項を示す。



第2 土壤汚染対策法の概要

1 目的

土壤の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康に係る被害の防止に関する措置を定めること等により、土壤汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護することを目的としています。

2 法の概要

(1) 特定有害物質（第2条）

鉛、砒素、トリクロロエチレンその他の物質等（放射性物質を除く。）、土壤に含まれることで人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるものをいいます。

(2) 土壤汚染状況調査（第3～5条）

① 使用が廃止された有害物質使用特定施設（※）に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査（第3条）

使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の所有者等は、環境大臣が指定する者（指定調査機関）にその土地の土壤汚染の状況を調査させ、その結果を知事に報告しなければなりません。ただし、土地利用の方法からみて人の健康被害が生ずるおそれがない旨の知事の確認を受けたときは、調査の実施が猶予されます。この場合において、当該土地において900m²以上の土地の形質の変更を行う場合には、土地の形質の変更を行う前にあらかじめ知事に届け出て（第3条第7項）、指定調査機関に土壤汚染状況調査を実施させ、その結果を知事に報告しなければなりません。（第3条第8項）

※ 有害物質使用特定施設：有害物質の製造、使用又は処理をする水質汚濁防止法の特定施設

② 土壤汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の調査（第4条）

3,000平方メートル以上（現に有害物質使用特定施設が設置されている工場又は事業場の敷地等にあっては、900平方メートル以上）の土地の掘削その他土地の形質の変更をしようとする者は、土地の形質の変更に着手する日の30日前までに知事に届け出なければなりません。ただし、環境省令で定める軽易な行為その他の行為等は届出を要しません。（第4条第1項）

なお、届出に併せて、当該土地の所有者等の同意を得て、指定調査機関に土壤汚染状況調査を実施させ、その結果を提出することができます。（第4条第2項）

また、知事は、形質の変更の届出を受けた土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあると認めるときは、土地の所有者等に対し、指定調査機関にその土地の土壤汚染の状況を調査させ、その結果を報告するよう命ずることができます。（第4条第3項）

③ 土壤汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地の調査（第5条）

知事は、土壤汚染により人の健康被害が生ずるおそれがある土地と認めるときは、土地の所有者等に対し、指定調査機関にその土地の土壤汚染の状況を調査させ、その結果を報告するよう命ずることができます。

(3) 区域の指定等（第6～13条、第15条）

① 要措置区域・形質変更時要届出区域の指定・台帳の調製（第6条、第11条、第15条）

知事は、(2)①～③の調査の結果、土壤の汚染状態が基準に適合しないと認めるときは、その土地の区域を要措置区域又は形質変更時要届出区域（以下「要措置区域等」という。）として指定・公示するとともに、要措置区域等の台帳を調製し、保管しなければなりません。

なお、区域指定の事由がなくなったと認めるときは、指定を解除し、指定が解除された区域の台帳を調整し、保管しなければなりません。

（VI-9 土壌汚染対策法に基づく指定基準 参照）

② 土壤汚染による健康被害の防止措置（第7～10条、第12～13条）

ア 汚染除去等計画の提出等（第7条第1項）

知事は、要措置区域の指定をしたときは、汚染による人の健康被害を防止するため必要な限度において、土地の所有者等に対し、期限を定めて、講すべき汚染の除去等の措置（指示措置※1）及びその理由等を示して、実施措置※2及びその着手予定期等を記した汚染除去等計画を提出し、実施措置を講ずるよう指示することができます。ただし、汚染原因者が明らかな場合であって、その行為をした者（その地位を承継したものを含む。）に汚染の除去等の措置を講じさせることが相当であると認められ、かつ、これを講じさせることについてその土地の所有者等に異議がないときは、知事は汚染原因者に対し、汚染除去等計画を提出し、実施措置を講ずるよう指示することができます。

※1：指示措置：盛土、汚染土壤の封じ込め、原位置浄化等、土地の土壤の汚染状態に応じて知事から指示される汚染の除去等の措置

※2：実施措置：指示措置と同等以上の効果を有すると認められる汚染の除去等の措置として環境省令で定めるもののうち、指示を受けた者が講じようとする措置

イ 変更後の汚染除去等計画の提出（第7条第3項）

汚染除去等計画の提出をした者は、実施措置及びその着手予定期等の変更をしたときは、変更後の汚染除去等計画を提出しなければなりません。

ウ 汚染除去等計画の変更命令（第7条第4項）及び短縮後の期間の通知（第7条第5項）

知事は、汚染除去等計画に記載された実施措置が環境省令で定める技術的基準に適合していないと認めるときは、その提出があった日から30日以内に限り、その変更を命ずることができます。また、当該汚染除去等計画に記載された実施措置が技術的基準に適合していると認める時は、当該期間を短縮することができます。

エ 実施措置を講すべきことの命令（第7条第8項）

知事は、アで提出された汚染除去等計画に従って実施措置が講じられていないと認めるときは、その者に対し、実施措置を講ずるよう命令することができます。

オ 実施措置完了の報告等

汚染除去等計画を提出した者は、実施措置が完了したときは、実施措置完了報告書によりその旨を知事に報告しなければなりません。また、実施措置が工事を伴うものであったときは、工事完了報告書によりその旨を知事に報告しなければなりません。

カ 実施措置に要した費用の請求（第8条）

アの指示を受けて土地の所有者等が汚染の除去等の措置を講じた場合、土地の所有者等はその汚染原因者に対し、措置に要した費用を請求することができます。

キ 要措置区域内における土地の形質の変更の禁止（第9条）

何人も、要措置区域内においては、土地の形質の変更をしてはいけません。ただし、アの指示を受けた者が実施措置として行う行為のほか、通常の管理行為等で環境省令で定めるもの等は除かれます。

ク 土地の形質変更の届出及び計画変更命令（第12条）

形質変更時要届出区域内において土地の形質変更をしようとする者は、土地の形質の変更に着手する日の14日前までに、知事に届け出なければなりません。（第12条第1項）

知事は、その届出の施行方法が環境省令で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出者に対し、届出を受けた日から14日以内に、その計画の変更を命ずることができます。（第12条第5項）

(4) 指定の申請（第14条）

土地の所有者等は、(2)①～③の規定の適用を受けない土地の土壤汚染の状況について調査した結果、土地の汚染状況が基準に適合しないと思料するときは、知事に対し要措置区域等に指定するよう申請することができます。

なお、申請に係る土地に申請者以外の土地の所有者等がいるときは、あらかじめ、その全員の合意が必要となります。

(5) 汚染土壤の搬出等に関する規制（第16～21条）

① 汚染土壤の搬出時の届出及び計画変更命令（第16条）

要措置区域等内の汚染土壤をその要措置区域等外へ搬出しようとする者は、その搬出に着手する14日前までに、知事に届け出なければなりません。（第16条第1項）

知事は、その届出が次のいずれかに該当すると認めるときは、その届出者に対し、届出を受けた日から14日以内に次の措置を講ずるよう命ずることができます。（第16条第4項）

ア 運搬の方法が運搬の基準（第17条）に違反している場合…運搬の方法の変更

イ 汚染土壤の処理の委託（第18条）に違反している場合…汚染土壤処理業者に委託すること

② 運搬の基準（第17条）

要措置区域等外において汚染土壤を運搬する者は、環境省令で定める運搬の基準に従い、汚染土壤を運搬しなければなりません。

③ 汚染土壤の処理の委託（第18条）

汚染土壤を要措置区域等外へ搬出する者は、その汚染土壤の処理を汚染土壤処理業者に委託しなければなりません。ただし、汚染土壤を要措置区域等外へ搬出する者が汚染土壤処理業者であって自ら処理する場合等は除かれます。

④ 措置命令（第19条）

知事は、汚染土壤の搬出等が次のいずれかに該当している場合であって、汚染土壤による汚染の拡散の防止のために必要と認めるときは、次の者に対し、期限を定めて、汚染土壤の運搬及び処理のための措置等を講ずるよう命ずることができます。

ア 運搬の基準（第17条）に違反して汚染土壌を運搬した場合…その運搬を行った者
イ 汚染土壌の処理の委託（第18条）に違反して、その汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託しなかった場合…その汚染土壌を要措置区域等外へ搬出した者（委託を受けて運搬のみを行った者を除く。）

⑤ 管理票（第20～21条）

汚染土壌をその要措置区域等外へ搬出する者は、その汚染土壌の運搬又は処理を他人に委託する場合、管理票を交付しなければなりません。管理票の交付者は、管理票の写しの送付を受けたときは、その運搬又は処理が終了したことを管理票の写しにより確認し、これを保存しなければなりません。

なお、管理票の交付者は、環境省令で定める期間内に管理票の写しの送付を受けないときのほか、送付された管理票の写しに必要な事項が記載されていない場合や虚偽の記載がある場合には、速やかにその委託に係る汚染土壌の運搬又は処理の状況を把握し、その結果を知事に届け出なければなりません。

汚染土壌の運搬又は処理を受託した者は、その運搬又は処理を終了したときは、回付された管理票に環境省令で定める事項を記載し、環境省令で定める期間内に、管理票を交付又は回付した者に管理票の写しを送付しなければなりません。

何人も虚偽の管理票を交付してはならず、これに違反すると罰則の対象となります。

⑥ 汚染土壌処理業（第22～28条）

① 汚染土壌処理業の許可（第22条）

汚染土壌の処理を業として行おうとする者（以下「汚染土壌処理業者」という。）は、汚染土壌の処理の事業に用する施設（以下「汚染土壌処理施設」という。（※））ごとに知事の許可を受けなければなりません。

なお、この許可は、5年ごとに更新を受けなければなりません。

また、汚染土壌処理業者は、環境省令で定める処理基準を遵守しなければなりません。

※ 汚染土壌処理施設：浄化等処理施設、セメント製造施設、埋立処理施設、
分別等処理施設及び自然由来等土壤利用施設

② 変更の許可等（第23条）

汚染土壌処理業者は、許可に係る事項の一部又は全部を変更しようとするとき（環境省令で定める軽微な変更を除く。）は、知事の許可を受けなければなりません。

また、軽微な変更をしたときは、遅滞なく、届け出なければなりません。

③ 改善命令及び許可の取消し等（第24～25条）

知事は、汚染土壌処理業者により処理基準に適合しない汚染土壌の処理が行われたと認めるときは、汚染土壌処理業者に対し、期限を定めて、汚染土壌の処理の方法の変更などの必要な措置を講ずるよう命ずることができます。

また、知事は、汚染土壌処理業者が欠格要件に該当したとき、処理施設やその者が許可基準に適合しなくなったり、汚染土壌処理業に係る規定や命令に違反したときは、汚染土壌処理業の許可を取消し、又はその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができます。

④ 名義貸しの禁止（第26条）

汚染土壌処理業者は、自己の名義で他人に汚染土壌の処理を業として行わせてはいけません。

⑤ 許可の取消し等の場合の措置義務（第27条）

汚染土壌処理業者は、汚染土壌処理業を廃止したとき又は許可を取り消されたときは、汚染土壌処理施設の特定有害物質による汚染の拡散の防止等の措置を講じなければなりません。

また、知事は、廃止又は取消しに係る汚染土壌処理施設の特定有害物質による汚染により、人の健康被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるとときは、その施設を汚染土壌の処理の事業の用に供した者に対し、期限を定めて汚染の除去や拡散防止などの措置を講ずべきことを命ずることができます。

⑥ 汚染土壌処理業の承継規定（第27条の2～27条の4）

汚染土壌処理業の「譲渡及び譲受」「合併及び分割」及び「相続」の場合において、当該汚染土壌処理業を引き続き行おうとする場合は、知事の承認を受ける必要があります。

※ 栃木県では、汚染土壌処理業の承継にあたり、「栃木県汚染土壌処理に関する指導要綱」に基づく事前協議が必要となりますので、施設の所在地を管轄する環境森林（管理）事務所にお問い合わせください。

(7) 指定調査機関（第29～43条）

① 指定調査機関に係る指定（第29条）

環境大臣又は知事（以下「環境大臣等」という。）は、土壤汚染状況調査等の業務を適確かつ円滑に遂行し、その信頼性を確保するため、指定調査機関の指定の基準を満たす者を、その者の申請により、指定調査機関として指定します。

なお、この指定は、5年ごとに更新を受けなければなりません。

② 技術管理者の設置（第33条）

指定調査機関は、土壤汚染状況調査等を行うときは、技術管理者に土壤汚染状況調査の監督をさせなければなりません。

③ 変更の届出、業務の廃止の届出（第35条、第40条）

指定調査機関は、土壤汚染状況調査等を行う事業所の名称等を変更しようとするときは、変更しようとする日の14日以内に、環境大臣等に届け出なければなりません。

また、業務を廃止したときは、遅滞なく、環境大臣等に届け出なければなりません。

④ 土壤汚染状況調査等の義務（第36条第1項、第2項）

指定調査機関は、土壤汚染状況調査等を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく土壤汚染状況調査を行わなければなりません。

また、指定調査機関は、公正に、かつ、環境省令で定める方法により調査を行わなければなりません。

⑤ 指定調査機関に係る改善命令（第36条第3項）

環境大臣等は、土壤汚染状況調査を行わず、又はその方法が適当でないときは、指定調査機関に対し、土壤汚染状況調査を行い、又はその方法を改善すべきことを命ずることができます。

⑥ 業務規程の届出（第37条第1項）

指定調査機関は、土壤汚染状況調査等の業務に関する規程を定め、業務開始前に、環境大臣等に届け出なければなりません。

また、業務に関する規程を変更する場合も同様です。

(7) 帳簿の備付け等（第38条）

指定調査機関は、土壤汚染状況調査等の業務に関する帳簿を備え、保存しなければなりません。

(8) 適合命令（第39条）

環境大臣等は、指定調査機関が指定の基準に適合しなくなったと認めるときは、指定調査機関に対し、指定の基準に適合するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができます。

(9) 指定調査機関に係る指定の取消し（第42条）

環境大臣等は、指定調査機関が欠格要件に該当したとき、指定調査機関に係る規程や命令に違反したときは、指定調査機関の指定を取り消すことができます。

(8) 指定支援法人（第44～53条）

環境大臣は、土壤汚染対策の円滑な推進を図るため、要措置区域内の土地において汚染の除去等の措置を講ずる者に対して助成を行う地方公共団体への助成金の交付及び土壤汚染状況調査や措置等についての助言並びに土壤汚染対策法に係る普及啓発等の業務を行う指定支援法人を指定することができます。

指定支援法人は、国からの補助金と産業界等からの出えん金により基金を設け、支援業務に充てます。

(9) 土壤汚染状況調査への協力（第61条の2）

有害物質使用特定施設を設置していた者は、当該土地における土壤汚染状況調査を行う指定調査機関に対し、その求めに応じて、当該施設において製造し、使用し、又は処理していた特定有害物質の種類等の情報を提供するよう努めるものとされています。

(10) その他（第54～69条）

報告徴収及び立入検査等の雑則、所要の罰則が定められています。

第3 土壌汚染対策法に基づく指定基準(法第6条第1項、規則第31条関係)

特定有害物質(法第2条)	<直接摂取によるリスク> 土壌含有量基準	<地下水等の摂取によるリスク> 土壌溶出量基準
クロロエチレン		検液 1Lにつき0.002mg以下であること
四塩化炭素		検液 1Lにつき0.002mg以下であること
1, 2-ジクロロエタン		検液 1Lにつき0.004mg以下であること
1, 1-ジクロロエチレン		検液 1Lにつき0.1mg以下であること
1, 2-ジクロロエチレン		検液 1Lにつき0.04mg以下であること
1, 3-ジクロロプロペン		検液 1Lにつき0.002mg以下であること
ジクロロメタン		検液 1Lにつき0.02mg以下であること
テトラクロロエチレン		検液 1Lにつき0.01mg以下であること
1, 1, 1-トリクロロエタン		検液 1Lにつき1mg以下であること
1, 1, 2-トリクロロエタン		検液 1Lにつき0.006mg以下であること
トリクロロエチレン		検液 1Lにつき0.01mg以下であること
ベンゼン		検液 1Lにつき0.01mg以下であること
カドミウム及びその化合物	土壌 1kgにつき45mg以下であること	検液 1Lにつき0.003mg以下であること
六価クロム化合物	土壌 1kgにつき250mg以下であること	検液 1Lにつき0.05mg以下であること
シアノ化合物	土壌 1kgにつき遊離シアノとして50mg以下であること	検液中に検出されないこと
水銀及びその化合物	土壌 1kgにつき15mg以下であること	検液 1Lにつき0.0005mg以下であり、かつ、液中にアルキル水銀が検出されないこと
セレン及びその化合物	土壌 1kgにつき150mg以下であること	検液 1Lにつき0.01mg以下であること
鉛及びその化合物	土壌 1kgにつき150mg以下であること	検液 1Lにつき0.01mg以下であること
砒素及びその化合物	土壌 1kgにつき150mg以下であること	検液 1Lにつき0.01mg以下であること
ふつ素及びその化合物	土壌 1kgにつき4000mg以下であること	検液 1Lにつき0.8mg以下であること
ほう素及びその化合物	土壌 1kgにつき4000mg以下であること	検液 1Lにつき1mg以下であること
シマジン		検液 1Lにつき0.003mg以下であること
チウラム		検液 1Lにつき0.006mg以下であること
チオベンカルブ		検液 1Lにつき0.02mg以下であること
ポリ塩化ビフェニル		検液中に検出されないこと
有機りん化合物		検液中に検出されないこと

第4 届出・申請等

	届出等の種類	届出時期	違反した場合の罰則
1	土壤汚染状況調査結果報告書 (法第3条第1項、規則第1条第2項関係) (有害物質使用特定施設を廃止した(敷地内移設、薬剤変更により有害物質を使用しなくなった場合等も含む。)場合における、土地の土壤汚染の状況の報告)	有害物質使用特定施設を廃止した日又は法第3条第3項の通知を受けた日から120日以内	報告をしなかった場合の報告命令、虚偽の報告をした場合は正命令に違反した場合には、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
2	特定有害物質の種類の通知申請書 (法第3条第1項、規則第3条第4項関係) (土壤汚染状況調査において、土壤汚染のおそれがある特定有害物質の種類について、知事の通知を受けるための申請)	土壤の汚染状態が基準に適合していない特定有害物質の種類があると認められるとき	
3	法第3条第1項ただし書の確認申請書 (法第3条第1項、規則第16条第1項関係) (有害物質使用特定施設を廃止(敷地内移設、薬剤変更により有害物質を使用しなくなった場合等も含む)した場合において、土壤汚染状況調査の実施の免除の確認を受ける場合の申請)	有害物質使用特定施設を廃止した日からすみやかに	
4	法第3条第1項ただし書の確認を受けた土地所有者等の承継届出書 (法第3条第1項、規則第16条第5項関係) (法第3条第1項ただし書の確認を受けた土地の所有者等の地位を承継した場合の届出)	土地の所有者等の地位を承継したとき遅滞なく	
5	土地利用方法変更届出書 (法第3条第5項、規則第19条第1項関係) (法第3条第1項ただし書の確認を受けた土地の利用の方法に変更が生じた場合の届出)	土地の利用の方法を変更しようとする前	3ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金
6	一定の規模以上の土地の形質の変更届出書 (法第3条第7項、規則第21条の2第1項) (法第3条第1項のただし書の確認を受けた土地における900平方メートル以上の土地の形質変更を行う場合の届出)	形質変更に着手する前まで ※形質変更の前に命令に基づく土壤汚染状況調査が必要なため形質変更予定日の充分前	3ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金
7	一定の規模以上の土地の形質の変更届出書 (法第4条第1項、規則第23条第1項関係) (3,000平方メートル以上(現に有害物質使用特定施設が設置されている工場又は事業場の敷地等にあっては、900平方メートル以上)の土地の形質変更を行う場合の届出)	形質変更に着手する日の30日前まで	3ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金

	届出等の種類	届出時期	違反した場合の罰則
8	汚染除去等計画書 (法第7条第1項、規則第36条の3) (要措置区域内における実施措置の実施についての計画)	措置を講じようとする30日前まで	
9	工事完了報告書 (法第7条第9項、規則第42条の2第2項) (実施措置が工事を伴うものである場合、当該実施措置のうち、その時点で完了している事項についての報告書)	実施措置の実施のうち、工事を伴うものが完了した時点で報告	
10	実施措置完了報告書 (法第7条第9項、規則第42条の2第4項) (実施措置が完了したことについての報告書)	実施措置に係る全ての措置の実施が完了した時点で報告	
11	帶水層の深さに係る確認申請書 (規則第44条第1項及び第50条第2項関係) (要措置区域等内において形質の変更を行う場合で、帶水層の深さに係る確認を受けるための申請)	要措置区域等内の形質を変更しようとする前	
12	実施措置と一体として行われる土地の形質の変更の確認申請書 (規則第45条第1項関係) (要措置区域内で、実施措置と一体として形質の変更を行う場合に、その施行方法の確認を受けるための申請)	要措置区域内の形質を変更しようとする前	
13	地下水の水質の測定又は地下水汚染の拡大の防止が講じられている土地の形質の変更の確認申請書 (規則第46条第1項及び第50条第3項関係) (要措置区域等内において形質の変更を行う場合で、環境大臣が定める基準に適合することの確認を受けるための申請)	要措置区域等内の形質を変更しようとする前	
14	形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更届出書 (法第12条第1項、同条第2項、同条第3項、規則第48条第1項、第51条第1項及び第52条関係) (形質変更時要届出区域内において形質の変更を行う場合の届出)	形質変更に着手する日の14日前まで	(法第12条第1項関係) 3ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金 (法第12条第2項関係、法第12条第3項関係) 20万円以下の過料

	届出等の種類	届出時期	違反した場合の罰則
15	指定の申請書 (法第14条第1項、規則第54条関係) (自主的な調査の結果に基づき、要措置区域等の指定を受けるための申請)	調査の結果、土壤汚染が判明し、区域の指定を受けようとするとき	
16	搬出しようとする土壤の基準適合認定申請書 (法第16条第1項、規則第60条第1項関係) (届出を要しない土壤として、環境大臣が定める基準に適合することの確認を受けるための申請)	汚染土壤を搬出しようとする前	
17	汚染土壤の区域外搬出届出書 (法第16条第1項、規則第61条第1項関係) (要措置区域等内の土地の土壤を搬出する場合の届出)	搬出に着手する日の14日前まで	3ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金
18	汚染土壤の区域外搬出変更届出書 (法第16条第2項、規則第63条第1項関係) (汚染土壤の区域外搬出届出書の内容を変更する場合の届出)	届出に係る行為に着手する日の14日前まで	3ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金
19	非常災害時における汚染土壤の区域外搬出届出 (法第16条第3項、規則第64条第1項関係) (非常災害のために必要な応急措置として要措置区域等の土壤を搬出した場合の届出)	搬出した日から14日以内	20万円以下の過料
20	搬出汚染土壤の運搬(処理)状況確認届出書 (法第20条第6項、規則第74条関係) (期間内に管理票の写しの送付を受けないとき、又は未記載若しくは虚偽記載の管理票の写しを受けたときの届出)	届出の事由が判明したら速やかに	20万円以下の過料

注) 届出書の提出先等

事業場等の所在地	提出先	宛先名	提出部数
宇都宮市内	宇都宮市 環境保全課	宇都宮市長	正本1部、写し1部 (写しは届出者控え)、 計2部
宇都宮市以外	事業場所在地を所管する環境森林事務所等の環境対策課	環境森林(管理)事務所の長	正本1部、写し2部 (写し1部は届出者控え)、 計3部 ※ただし、1、7、8、9、11、13、 16、17及び18は正本1部、写し3 部(うち1部は届出者控え)、計4部

第5 汚染土壤処理業に関する手続き等

1 汚染土壤処理に係る事前協議について(栃木県汚染土壤処理に関する指導要綱について)

土壤汚染対策法に基づく汚染土壤処理業に係る汚染土壤処理施設及び積替施設（以下「汚染土壤処理施設等」という。）について、土壤汚染対策を推進し、生活環境の保全を図ることを目的に「栃木県汚染土壤処理に関する指導要綱（以下「指導要綱」という。）」を定めています。

栃木県内（宇都宮市を除く。）で汚染土壤処理施設等を設置又はその構造や規模を変更しようとする者は、その設置や変更に係る工事に着手する前又は汚染土壤処理施設等における事業の範囲の拡大を行う前に事前協議を行うこととしています。

事前協議を行おうとする場合は、指導要綱に基づき事業計画書を作成し、所定の部数を知事宛てに提出してください。（提出先は、申請に係る汚染土壤処理施設等を所管する環境森林事務所等の環境対策課です。）

指導要綱及び所定様式等については、環境森林部環境保全課までお問い合わせください。
なお、宇都宮市内での設置等については、宇都宮市環境保全課にお問い合わせください。

2 汚染土壤処理業に関する届出・申請等（土壤汚染対策法、汚染土壤処理業に関する省令）

	届出等の種類	違反した場合の罰則
1	汚染土壤処理業許可申請書 (法第22条第2項、省令第2条第1項関係)	許可を受けず、汚染土壤の処理を業として行った場合、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
2	汚染土壤処理業許可申請書（更新） (法第22条第5項関係)	許可を受けず、汚染土壤処理業の変更を行った場合、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
3	汚染土壤処理業に係る変更の許可申請書 (法第23条第1項、省令第8条第1項関係)	3ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金
5	汚染土壤処理業に係る休止等届出書 (法第23条第4項、省令第12条関係)	3ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金
6	汚染土壤処理業譲渡及び譲受承認申請書 (法第27条の2第1項、省令第14条第1項関係)	
7	汚染土壤処理業合併分割承認申請書 (法第27条の3第1項、省令第15条第1項関係)	
8	汚染土壤処理業相続承認申請書 (法第27条の4第1項、省令第16条第1項関係)	

注) 1、3、4、6～8は、栃木県汚染土壤処理に関する指導要綱に基づく事前協議の対象です。

第6 栃木県生活環境の保全等に関する条例の概要（土壤汚染未然防止）

1 目的（条例第1条）

栃木県環境基本条例第3条に定める環境の保全についての基本理念にのっとり、公害の防止その他事業活動及び日常生活に伴う環境への負荷の低減を図るための措置に関し必要な事項を定めることにより、他の法令と相まって、生活環境の保全等に関する施策を総合的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康の保護及び快適な生活環境の確保に寄与することを目的としています。

2 特定有害物質管理基準の遵守（条例第20条）

特定有害物質（P VI-1 土壤汚染関係法令の体系 参照）を製造し、使用し、又は処理する施設であって、水質汚濁防止法及び条例で規定する特定施設は、以下の構造と管理の方法に関する基準を遵守しなければなりません。

- (1) 特定有害物質使用施設及びその周辺の床は、コンクリート構造等十分な強度を有するものであって、その表面は、不浸透性及び耐薬品性を有する材質で被覆が施されていること。
- (2) 特定有害物質使用施設からの薬液、汚水等が地下に浸透し、又は屋外に飛散し、若しくは流出しないよう不浸透性及び耐薬品性を有する防液堤、受槽等設けることし、その防液堤、受槽等の容量は、薬液槽等の容量を十分に確保することができるものとすること。
- (3) 特定有害物質使用施設並びに特定有害物質使用施設に係る薬液貯槽、配管及び排水処理施設は、床面から離して設置する等容易に点検することができる構造とすること。
ただし、これにより難い場合にあっては、漏洩等の有無について確認することができる措置を講ずること。
- (4) 特定有害物質使用施設に係る配管は、耐薬品性の材質とし、汚水の系統ごとに区分し、かつ識別することができるものとする。
- (5) 特定有害物質使用施設並びに特定有害物質使用施設に係る薬液貯槽、配管及び排水処理施設については、薬液の漏洩の有無、薬品の使用量、排水処理及び排出水の状況その他必要と認められる項目を1日に1回以上点検し、その結果を記録しておくこと。
- (6) 特定有害物質を含む原料、廃液等の保管に当たっては、地下に浸透し、又は周辺に飛散し、若しくは流出しないよう対策を講じ、適切な管理を行うこと。

3 地下浸透の制限（条例第21条）

何人も、カドミウムその他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのある物質で規則で定めるものを地下に浸透させてはなりません。

4 事故時における措置（条例第49条）

汚水に係る特定工場等を設置している者や特定有害物質使用事業者、指定化学物質等取扱事業者は、その設置している施設について、故障、破損その他の事故が発生し、汚水、特定有害物質、地下浸透禁止物質又は指定化学物質等が、公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより、人の健康や生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、事故について応急の措置を講じ、速やかに復旧するよう努めなければなりません。

また、事故の状況や講じた措置の概要を速やかに知事に報告しなければなりません。